

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成19年7月19日(2007.7.19)

【公表番号】特表2006-527160(P2006-527160A)

【公表日】平成18年11月30日(2006.11.30)

【年通号数】公開・登録公報2006-047

【出願番号】特願2006-516397(P2006-516397)

【国際特許分類】

C 0 1 G 9/02 (2006.01)

A 6 1 K 8/27 (2006.01)

A 6 1 Q 17/04 (2006.01)

A 6 1 K 8/29 (2006.01)

【F I】

C 0 1 G 9/02 A

A 6 1 K 8/27

A 6 1 Q 17/04

A 6 1 K 8/29

【手続補正書】

【提出日】平成19年6月4日(2007.6.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

分散媒質中に酸化亜鉛粒子を含む分散系であって、分散系中の酸化亜鉛粒子が、(i)70~130nmの範囲内のメジアン体積粒子径を有し、(ii)該メジアン体積粒子径より35nm未満小さい体積径を有する粒子が16体積%未満、及び(iii)該メジアン体積粒子径より57nm未満大きい体積径を有する粒子が84体積%超である、分散媒質中に酸化亜鉛粒子を含む分散系。

【請求項2】

酸化亜鉛粒子が80~120nm、好ましくは93~107nmの範囲内のメジアン体積粒子径を有する、請求項1に記載の分散系。

【請求項3】

16体積%未満の酸化亜鉛粒子が前記メジアン体積粒子径より30nm未満、好ましくは25nm未満小さい体積径を有する、請求項1及び2のいずれか1項に記載の分散系。

【請求項4】

84体積%超の酸化亜鉛粒子が前記メジアン体積粒子径より54nm未満、好ましくは50nm未満大きい体積径を有する、請求項1~3のいずれか1項に記載の分散系。

【請求項5】

酸化亜鉛粒子の524nmでの吸光係数(E₅₂₄)が1.2未満、好ましくは0.1~1.0の範囲内である、請求項1~4のいずれか1項に記載の分散系。

【請求項6】

少なくとも30重量%の酸化亜鉛粒子を含む請求項1~5のいずれか1項に記載の分散系。

【請求項7】

(i) メジアン体積粒子径が70~130nmの範囲内、(ii) 該メジアン体積粒子

径より 3 5 n m 未満 小さい 体積径を有する粒子が 1 6 体積% 未満、 及び (i i i) 該メジアン体積粒子径より 5 7 n m 未満 大きい 体積径を有する粒子が 8 4 体積% 超、 である分散粒子寸法をもつ粒子状酸化亜鉛。

【請求項 8】

5 2 4 n m での吸光係数 (E_{524}) 0 . 1 ~ 1 . 0 リットル / g / cm の範囲内、 4 5 0 n m での吸光係数 (E_{450}) が 0 . 3 ~ 2 リットル / g / cm の範囲内、 3 6 0 n m での吸光係数 (E_{360}) が 1 1 ~ 2 0 リットル / g / cm の範囲内、 3 0 8 n m での吸光係数 (E_{308}) が 1 1 ~ 2 0 リットル / g / cm の範囲内であり、 最大吸光係数 E (max) が 1 2 ~ 2 0 リットル / g / cm の範囲内、 及び (max) が 3 6 3 ~ 3 7 7 n m の範囲内である粒子状酸化亜鉛。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の酸化亜鉛又は分散系を含む日焼け止め剤製品。

【請求項 10】

(a) (i) メジアン体積粒子径が 7 0 ~ 1 3 0 n m の範囲内、 (i i) 該メジアン体積粒子径より 3 5 n m 未満 小さい 体積径を有する粒子が 1 6 体積% 未満、 そして (i i i) 該メジアン体積粒子径より 5 7 n m 未満 大きい 体積径を有する粒子が 8 4 体積% 超、 という分散粒子寸法を有する酸化亜鉛、 及び (b) (i) メジアン体積粒子径が 2 4 ~ 4 2 n m の範囲内、 (i i) 該メジアン体積粒子径より 1 5 n m 未満 小さい 体積径を有する粒子が 1 6 体積% 未満、 そして (i i i) 該メジアン体積粒子径より 2 0 n m 未満 大きい 体積径を有する粒子が 8 4 体積% 超、 という分散粒子寸法を有する二酸化チタン、 を含む日焼け止め剤製品。